平成２４年（フ）第２９６号
新潟市東区中木戸208番地
債務者　清野　繁幸
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９７号
新潟市東区中木戸208番地
債務者　清野　康明
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０２号
新潟県五泉市駅前１丁目８番22号　五泉ロイヤルマンション305
債務者　戸井由紀子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８６号
新潟県阿賀野市中ノ通184番地７
債務者　田﨑ちはる
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１９３号
香川県綾歌郡綾川町山田下2281番地
債務者　秋山　真也
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１２５４号
愛知県大府市柊山町５丁目338番地　県営大府住宅３棟303号
債務者　中村　珠美
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８６号
仙台市宮城野区榴岡３丁目11番５―203号
債務者　相澤　純子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５００号
仙台市太白区東郡山１丁目16番２号
債務者　井上　　靖
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
山形県米沢市丸の内１丁目12番47号
債務者　上花輪　聡
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第７３号
山形県東置賜郡高畠町大字亀岡3809番地の１、前住所山形県南陽市椚塚1871番地の６
債務者　横山　沙絵
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第５３号
岐阜県可児市川合2106番地１エイプ社員寮12号
債務者　平野　真王
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第８７号
鳥取県米子市角盤町１丁目84番地、旧住所鳥取県米子市冨士見町２丁目60番地
債務者　松浦　万貴
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３６６号
広島市中区堺町２丁目４番11―601号
債務者　元川　　治（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１６号
広島市安芸区中野６丁目41番１―２号　野村アパート
債務者　采野　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４号
宮崎県都城市大王町24街区16号
債務者　新宮眞由美
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第８７号
宮崎県都城市五十町2446番地６
債務者　北村　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５５号
鹿児島県薩摩川内市城上町1077番地５　ビクトリーハウスⅡ203号室、前住所鹿児島県出水市美原町2956番地
債務者　和田　祐典
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
鹿児島県薩摩川内市大小路町59番25号、前住所鹿児島県鹿屋市寿４丁目14番36号　エビデンスレオ201号
債務者　吉川真亜沙
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係